

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和5年5月17日 午後1時24分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	塚本直樹
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博生
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長公室長	横田茂
政策経営課長	岩井雄一郎
秘書広報課長	加藤洋一

出席書記名

議会事務局	折本尚充
議会事務局	川原場智

議 事 日 程

令和5年5月17日（水曜日）午後1時24分 開 議

1. 議案等の審査

(1) 議案第6号 かすみがうら市長等の政治倫理条例について

2. 閉 会

開 会 午後 1時24分

○櫻井繁行委員長

それでは、改めましてこんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから、令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を開会させていただきます。

次に、書記を追加して指名をいたします。

議会事務局、川原場智君を指名いたします。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

本日の日程事項は、会議次第のとおりであります。

なお、会議資料につきましては、タブレット端末でご覧になれるので、ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

本日の事件は、継続審査となっております議案第6号 かすみがうら市長等の政治倫理条例についてであります。

市長公室から、改めて説明をいただきたいと思えます。

○市長公室長（横田茂君）

それでは、秘書広報課長のほうから概要を含めまして、改めてご説明のほうを申し上げたいと思えます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

それでは、かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について、前回と重複いたしますが、概略を説明させていただきます。

まず、第1条につきまして、目的といたしまして、市長、副市長、教育長等の特別職が市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与するものとしております。

次に、第3条では、主に遵守しなければならない8つの政治倫理基準、第4条では市の工事等の契約に関する遵守事項としまして、請負契約等に関する制限事項を規定しております。

第6条では、政治倫理基準または遵守事項に違反するおそれがあると認められるときは、調査の請求権、第8条では、審査会の調査に関する規定をしております。

最後に、第11条では、審査会から違反の報告があった場合には、公表する旨を規定してございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、秘書広報課長から説明をいただきましたが、改めて第1回の定例会でこちらの議案は提出をいただいて、継続審査となっております。その中で多少話題になっていたこの政治倫理条例の第4条のところですね、こちらについては、市長が社会福祉協議会の会長を兼ねるというところが通例という

か、市長という立場と社会福祉協議会の会長兼務という形がかすみがうら市はありますので、改めてこの議案審査特別委員会の中で委員の皆さんで合意を得ていただいて、共有の認識を持っていきたいというふうに思います。この第4条について、何か抵触するおそれがないのかどうかだけをまず補足というか、説明いただきたいといます。

○市長公室長（横田茂君）

それでは、ただいま委員長のほうからご指摘いただきました点につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

結論から申し上げますと、社会福祉協議会につきましては、この条例案に手を加えることなく、問題なく処理できるということでございます。これはどういうことかと申しますと、そもそもこの請負契約というものは、あらゆる民法所定の請負契約だけでなく、全ての契約ということになっております。その中で、そもそものこの兼業禁止の規定に、この団体が当たるかどうかというところは、何が重要かといいますと、その請負の重要度が職務の執行の公正、適正を損なうおそれが累計的に高いと認められているに至っている団体かどうかということが問題であります。

そう考えますと、社会福祉協議会でありますけれども、こちら社会福祉法の第109条に基づいて、社会福祉事業、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化、地域福祉を図ることを目的として設立されておきまして、実際、本市も令和4年度におきましては7,000数百万円の業務委託を行っております。この社会福祉協議会でありますけれども、市が主体となって設立をいたしておきまして、本来、市が直接行うことも考えられる事業を代わりに行っているという性格を持つ法人でもございます。また、これらによりまして、兼業禁止規定というところを鑑みますと、職務執行の公正さや適正さを損なうおそれが累計的に高いということとは言えないのではないかとということで、既にこの点に関しましては、東京高裁でありますけれども、裁判例がございまして、適用除外で問題ないということになっておりますので、今回の条例案につきましても、この点は既に解決をされているのではないかとこのように考えてございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

そういったところも皆さんのほうでご理解をいただいて、我々市議会の政治倫理条例の報酬と給与のところとかいろいろありましたけれども、一つ一つ明確にクリアをしながら、今回も進めていければいいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、全て含めまして、議案第6号についてでございます。質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

○櫻井健一委員

すみません、市議会議員の政治倫理条例のほうでちょっと指摘させていただいた第2条の第2項のところの表記の仕方なんですけれども、市民にも分かりやすくということで、項目1から4に分けて表記したということを我々の市議会のほうでは変えていただいたということを提案させていただいたんですが、なるべく表現の仕方を統一するということのお話も前回ありましたので、ここの表記の仕方の変更等はどのようにお考えでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時32分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時05分]

今、櫻井健一委員のほうより文言の修正等という、我々の市議会のほうの政治倫理条例と類似をしてというお話があったんですが、あくまでも第1回定例会で、この議案第6号を市長より上程をされております。まずは、この議案に対して賛否を採らせていただいて、もし必要があれば修正案という形を文言で書面として出していただくというのが流れだと思いますので、ご理解をいただきまして、調査委員会ではございませんので、そういった流れで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、何かございますか。

議案第6号原案について、社会福祉協議会のところも、市長公室長より補足がありましたので、しっかりと担保は取れているかなというところでございます。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時06分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時06分]

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録作成の件ですが、私、委員長に一任をいただきたいと思います存じますが、それにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 2時08分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井 繁行